

分配側推計の今後の取組方針について

令和3年7月16日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 経緯

- 分配QNAに関して、基本計画における関連する記載を整理すると以下のとおり。

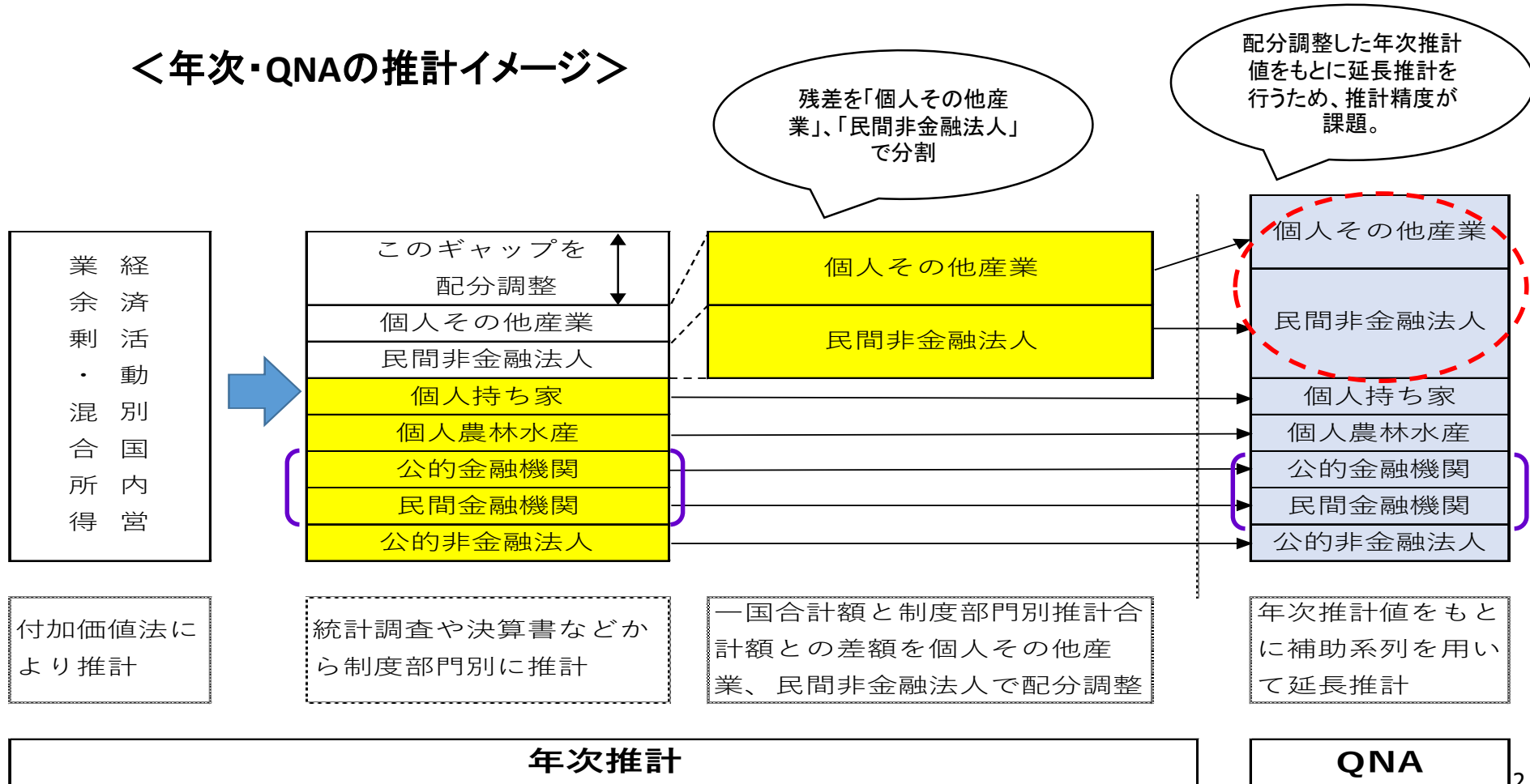
＜第Ⅲ期基本計画の記述＞

- ・家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。
（平成30年度(2018年度)中に実施する。）
 - ・生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。
（平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。）
- これらを踏まえ、(1)家計QEの参考系列による公表、(2)分配QNAの公表可能性の検討に取り組んできた。
 - 分配QNAの公表可能性の検討において、特に営業余剰等の推計方法が主な課題であった。(次ページ参照)

(参考) 年次推計と分配QNAの推計手法の違い(営業余剰・混合所得)

- ・年次推計では、付加価値法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」に配分調整する。

<年次・QNAの推計イメージ>



2. 今後の検討方針について

◇営業余剰等の推計方法については、以下の3パターンが考えられる。

	年次推計	四半期推計	
①	独立推計	独立推計	支出側・生産側と分配側を比較することができる手法。
②	残差推計	残差推計	国際機関のマニュアルに記載され、諸外国(英国、ドイツ、フランス、イタリア等)において計数が公表されている手法。
③	残差推計	独立推計	

※ここでの独立推計とは、営業余剰を基礎統計等から直接推計する方法のこと。残差推計とは、他系列の付加価値額と分配面が同一となるようにバランス項目として営業余剰等を推計する方法のこと。

- 内閣府としては、これまで上記③による手法の検討を行い、部会への報告を行っていた。しかしながら、部会において、「分配側QNAは、四半期分割以前のハードルが高い。現状の分配側GDPの年次推計に問題があることを踏まえると、検討の順序としては、いきなり四半期・産業別の分配側QNAの推計を考えるのではなく、年次・全体の値を推計し、その妥当性を検証することが先ではないか。」との意見もあった。
 - このため、三面等価研究会において、年次における独立推計について、検証を行ったところであるが、年次ベースの基礎統計を利用しても、現状では課題が多い。
- ⇒ 内閣府としては、引き続き年次推計における営業余剰の独立推計方法について、検討を進める。その後、四半期における延長推計について、検討する。(上記①)
- なお、検討を待たずに、速やかな分配側の四半期計数の公表が求められるのであれば、諸外国と同様の残差による計数の公表が考えられる。(上記②)

3. 今後の検討予定

- 三面等価研究会の報告書を踏まえ、年次における分配側の推計方法について、以下の課題を中心に、引き続き検討を行う。また、資料1-1及び1-2を含め、年次における推計方法に関する部分について、ご意見を参考に検討を進める。
 - ① 営業余剰・混合所得
 - ・税務統計の利活用の検討(税務統計の見直しを踏まえた中長期的な課題)
 - ・法人企業統計等による推計方法の検討
 - ・基準年(令和2年表)における付加価値額及び営業余剰推計の検討
 - ② 雇用者報酬
 - ・副業の把握方法の検討
 - ・役員報酬の推計範囲の検討
- その他、四半期における分配側の推計方法の検討については、その目指す方向性によって、検討作業が異なるため、本日のご議論等を踏まえた上で、検討したい。

(2) IMFマニュアルにおける記載

また、IMF「四半期別国民経済計算推計マニュアル2017年版」(Quarterly National Accounts Manual - 2017 Edition)においても、①四半期別GDP推計についての分配側からの(独立推計)アプローチは、支出側・生産側のアプローチほど(世界的に)広く普及をしているものではない、②分配側推計項目では当期価格(名目値)のみで推計される、ということが明記されている。(下記「3.179」参照。)また、同マニュアルには、分配側からの独立したGDP推計値が存在しない場合、分配側GDPの内訳は、残差項目を考慮することで求めることができ、この方法を採用している国々では(もっとも計測が困難な項目である)営業余剰・混合所得を残差(バランス項目)としている旨が記述されている。(下記「3.182」参照。)

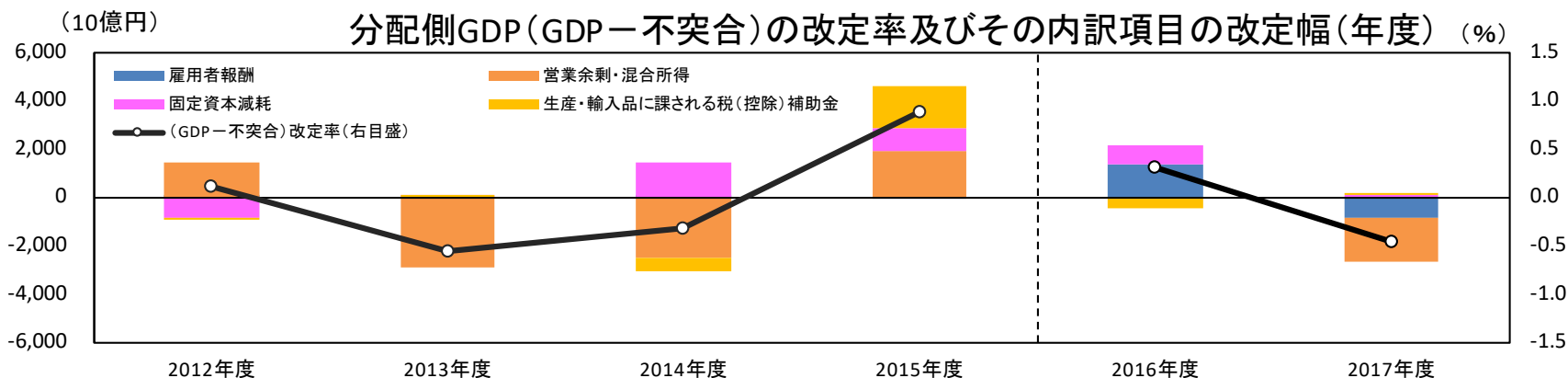
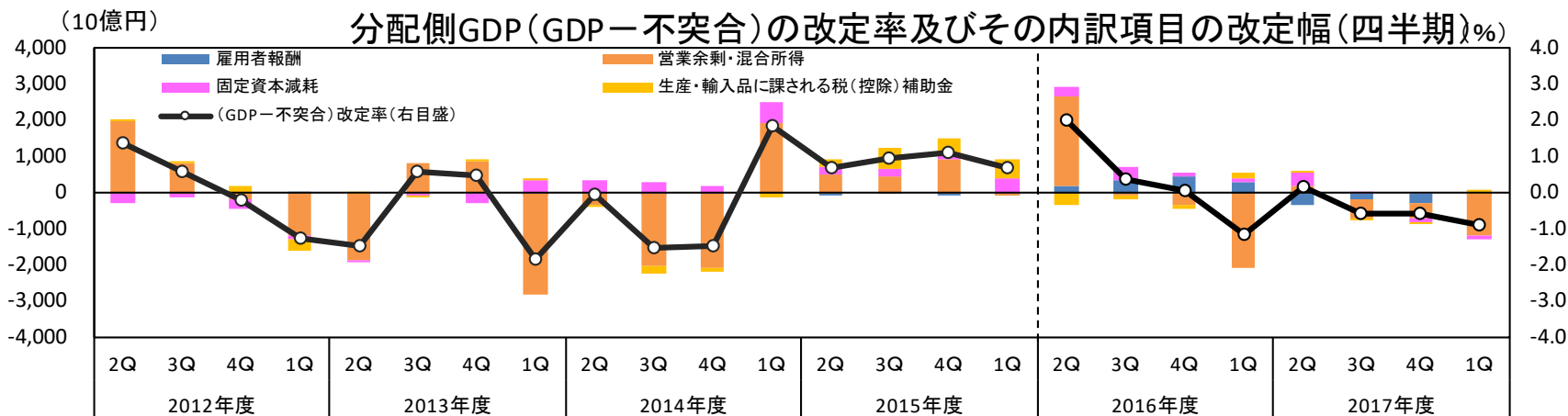
(Chapter3: GDP by Income Category_3.179) (仮訳)

四半期別GDPの推計においては、分配側アプローチは他の2つ(生産側・支出側)のアプローチほど広く使用されていない。関連する財務記録が年次でしか作成されていないために、企業レベルで導出される必要なデータが四半期単位では容易に入手できない可能性があることが、その一因である。また、所得成分には価格および数量の次元がなく、分配側アプローチによるGDPは当期価格のみで推計される。所得項目別GDPは所得の発生項目勘定を表すため、勘定を制度部門別に示すことが可能である。分配側アプローチに基づく推計値は、雇業者報酬、営業余剰、混合所得、生産および輸入に課される税(控除)補助金の各項目からなる。

(Chapter3: GDP by Income Category_3.182) (仮訳)

分配側の独立したGDP推計値が存在しない場合、所得の内訳は通常、1つの項目を残差とすることによって求めることができる。所得側の独立したGDP推計値が存在しない場合、所得の内訳は通常、1つの項目を残差とすることによって求めることができる。このようなデータは、分析においては完全なアプローチと同じように有用である。この手法を採用している国では、最も計測が困難な項目である営業余剰／混合所得が常に残差となる。

【参考】2. 分配QNAの推計精度の分析(四半期・年度)



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析。

例:2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数を起点として、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出。

・2016年度～2017年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計及び再推計前の2017年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」の改定も含まれる。2017年度試算値の雇用者報酬については、2018年7-9月期1次QEの値を用いている。2017年度年次推計の「雇用者報酬」は「毎月勤労統計」の再集計前の値を使用。

・データは名目・原系列の値。

(1) 利益項目

企業会計にける「利益」は「収益-費用」を基本とするが、その種類としては、下図のように、関連する様々な概念がある。このうち、営業利益(売上高-売上原価-販管費(販売費及び一般管理費))が、JSNAにおける営業余剰に最も近い概念と考えられる。企業会計において営業外収益(費用)となる受取配当や支払利息、特別利益(損失)となる固定資産の売却益(損)は、JSNAにおける営業余剰には含まれない。(略)

税務会計における「所得」は、「益金-損金」が基本である。これは、企業会計の「当期純利益」に近い概念と考えられる。各企業は、税務会計における「所得金額(又は欠損金額)」を計算する場合には、税引前当期純利益から計算することが一般的であるが、「益金」及び「損金」について、それぞれ加算・減算による税務調整を行う。例えば、過年度の繰越欠損金のように複数年での調整や、企業会計における「費用」と税務会計における「損金」の概念差により調整する必要のある交際費や寄付金等の個別項目が存在する。具体的には、法人税申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)」によると、以下のような加算・減算項目がある。なお、この他にも調整項目があり、極言すれば個社で異なることから、企業会計と税務会計を完全に一致させることは困難と考えられる。(略)

(2) 固定資本減耗・減価償却費

JSNAにおける固定資本減耗と企業会計における減価償却費の主な違いについては以下のとおり。

	固定資本減耗:JSNA	減価償却費:企業会計
概念範囲	減価償却+資本偶発損 資本偶発損とは、通常予測可能な範囲での災害等により偶発的に生じる資産の除却を指す(火事での消失など)。	減価償却
価格評価	時価(毎期の新設設備価格により再評価)	簿価(取得時価格のまま固定)
対象範囲	企業設備の他に、企業会計では費用であるがJSNAでは以下について固定資産として定義していることから、これらについても減耗が発生する。 ・自社開発ソフトウェア ・研究開発(R&D) ・鉱物探査・評価 ・娯楽作品原本	企業設備(有形固定資産、無形固定資産における償却資産)
償却期間	主に「民間企業投資・除却調査」(内閣府)により、実際に使用された期間を元に設定	財務省令や法人税法により規定されたもの(法定耐用年数)を利用
その他	政策上の措置は反映させない。	政策上の措置などの影響を受ける。(設備投資優遇税制による即時償却など)

税務会計においては、企業会計と比べ、減価償却の対象となる資産が限定され、また減価償却の方法について、建物については定額法のみ可能等のように一定の制約がある。